



## 相続による承継債務の和解に基づく債務免除益

### ～被相続人が支払った弁護士費用等は一時所得から控除～

金融機関からの債務免除による経済的利益は、一時所得等として課税対象となります。今回は、相続により承継した債務の債務免除益の存否、被相続人が支払った弁護士費用等（訴訟費用、弁護士報酬）を相続人の債務免除益に係る一時所得の金額の計算上、控除できるか否かが争われた判決をご紹介します。

（令和5年3月14日東京地裁・一部取消し・双方控訴・TAINSコード：Z888-2487）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

#### <事案の概要>

この事案は、訴外亡甲の相続人である原告ら（亡甲の子と妻）が、亡甲のA銀行に対する債務について、A銀行との間で成立した、一定額の分割金を支払った場合には残部について債務免除をするとの裁判上の和解（本件和解）に基づき債務免除を受け、その金額を総所得に算入せずに確定申告を行ったところ、処分行政庁が、同金額は一時所得に該当するとして更正処分等を行ったことから、争われたものです。

#### <裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、更正処分等の一部を取り消しました。

##### 1. 債務免除益の存否

本件和解は、亡乙（亡甲の父）の相続人らが、亡乙の借入金16億円についてA銀行に対し支払義務があることを認め、その支払義務について亡甲がこれを引き受け、亡甲が、平成28年6月30日までに合計6億2630万円の支払を行った時には、A銀行が、同年7月31日限りで亡甲が支払義務を負っている9億7370万円の支払義務を免除（本件債務免除）するというものである。これによれば、本件債務免除は、亡甲が、平成28年6月30日期限の分割金までを全て支払ったことを停止条件として行われるものであり、仮に分割金の支払を怠った場合には、亡甲は期限の利益を喪失し、本件債務免除の対象となっている9億7370万円も含めて支払義務を負うことになる。以上からすると、本件和解の条項上は、亡甲は、同日を期限とする分割金の支払までは本件貸付の残債務全額を支払う義務を負っていたこととなる。

これに対し、原告らは、本件債務免除の対象となっている9億7370万円の支払義務は、形式的かつ名目上のものにすぎなかったと主張するが、そのことは、本件和解の文言からは読み取ることができず、亡甲が亡くなった際にも、A銀行と亡甲の相続人らは、亡甲の債務を原告らが引受ける債務引受契約を締結していることなどから、本件債務免除は、正に債務免除の実質を有していたものというべきであり、これにより、原告らには現に債務免除が生じたものと認められる。

##### 2. 弁護士費用等は、相続人の一時所得の金額の計算上の控除（所法34②）できるか否か

前訴（借入金に係るA銀行との訴訟）に要した弁護士費用等（8726万円余）は、回顧的にみれば本件和解の成立に向けられた訴訟活動のためのものであったといえることからすれば、本件債務免除を受ける前提となる本件和解のために必要であった支出ということができ、少なくとも「収入を得るために支出した金額」には該当するものというべきである。そして、被告は、本件債務免除は、亡甲及び原告らが、本件和解に基づき分割金を支払ったことから生じたものであり、本件和解の成立に要した弁護士費用等は、本件債務免除との関係では直接性を欠く旨主張するが、本件和解の成立に向けられた訴訟活動は、本件和解ひいては本件債務免除との関係で直接性がある行為であると評価し得るので、前訴のための弁護士費用等は本件債務免除益を得るために「直接要した金額」に該当するというべきである。

本件債務免除益から弁護士費用等がその一時所得を得るための支出として控除を受け得る法的地位は、亡甲の死亡により、相続人たる原告らに承継されたものと解すべきであるから、前訴に要した弁護士費用等は、本件債務免除益を受けるために要した支出として一時所得から控除（所法34②）することができる。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判28頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。